

議案第10号

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(宇治市組織条例の一部改正)

第1条 宇治市組織条例(昭和26年宇治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「政策経営部 を「政策企画部 に
総務部 総務・市民協働部
産業地域振興部」 産業観光部 」

改める。

別表中

「

政策経営部	(1) 市政の重要方針及び重要施策の企画立案及び調整に関すること。 (2) 市政の総合的企画及び統計に関すること。 (3) 市議会に関すること。 (4) 財政に関すること。
総務部	(1) 文書、情報公開及び公印に関すること。 (2) 情報化に関すること。 (3) 普通財産及び庁舎の管理に関すること。 (4) 入札及び契約に関すること。 (5) 市税に関すること。 (6) 他の部等の所管に属しない事項に関すること。
産業地域振興部	(1) 自治、文化及びスポーツの振興に関すること。 (2) 広聴に関すること。 (3) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。 (4) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に関すること。

(5) 労働者対策及び消費者保護に関すること。

を

「

政策企画部	(1) 市政の重要方針及び重要施策の企画、総合調整及び推進に関すること。 (2) デジタル施策に関すること。 (3) 市議会に関すること。 (4) 財政に関すること。
総務・市民協働部	(1) 文書、情報公開及び公印に関すること。 (2) 例規に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 普通財産及び庁舎の管理に関すること。 (5) 入札及び契約に関すること。 (6) 自治振興、市民協働及び広聴に関すること。 (7) 消費者保護に関すること。 (8) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。 (9) 市税に関すること。 (10) 他の部等の所管に属しない事項に関すること。
産業観光部	(1) 農林茶業、商工業、観光その他の産業に関すること。 (2) 労働者対策に関すること。 (3) 文化及びスポーツの振興に関すること。

に改める。

(宇治市行政不服審査会設置条例の一部改正)

第2条 宇治市行政不服審査会設置条例（平成28年宇治市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、総務部総務課」を「、行政不服審査担当課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政組織の変更に伴い、関係条例を整備する必要があるため、条例を制定するものであります。